

いじめ防止基本方針



鹿沼市立清洲第二小学校

目 次

- 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針
- 2 学校いじめ対策組織
- 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化
- 4 重大事態への対応

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義（栃木県の考え方に準ずる）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ア 殴る・蹴る等、暴力・肉体的ないじめ
- イ 身体的特徴に関する悪口を言われる、服を脱がされる等、性的ないじめ
- ウ 集団で無視をするいじめ
- エ 悪口や陰口等、言葉によるいじめ
- オ 物を隠す、壊す、取り上げる等、物質的ないじめ
- カ 荷物を無理矢理持たせる、万引きをさせる等、物事を強要するいじめ
- キ インターネット上の掲示板や SNS などによるネットいじめ
- ク 勉強や行動の妨害をするいじめ
- ケ わざと間違った情報を与えるいじめ
- コ いじめを捏造するいじめ
- サ 失敗を執拗に笑ったり、はやし立てたりする等、笑いものにするいじめ等

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ア いじめの防止
 - ・ いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のため、関係者が一体となった継続的な取組を行う。
 - ・ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
 - ・ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
 - ・ 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをする。
 - ・ PTA や地域の関係団体との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を行う。
- イ いじめの早期発見
 - ・ 全職員が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。
 - ・ いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがあることを認識する。

- ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守る。

ウ いじめへの対処

- ・ 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「学校いじめ対策組織」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ対策組織」に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得る。
- ・ いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行う。
- ・ 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携をとる。
- ・ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方についての理解を深め、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整える。

エ 地域や家庭との連携

- ・ P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
- ・ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

オ 関係諸機関との連携

- ・ 学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携をとる。

2 いじめ対策委員会

(1) 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、人権教育主任、養護教諭、該当児童担任

(スクールカウンセラー、・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家)

(2) 委員会の役割

① 未然防止

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

② 早期発見・事案対処

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめに係る情報があった際の情報の迅速な共有（緊急会議の開催等）
- ・ 関係児童に対するアンケートや聞き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・ いじめられた児童に対する支援やいじめた児童に対する指導の体制・対応方針の決定
- ・ 保護者との連携・対応

③ 情報収集・共有

- ・ 当該組織に集められた情報を、個別の児童ごとに記録
- ・ 複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化
- ・ いじめの情報提供の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明確化

④ 「学校いじめ対策組織」の周知

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が明確に捉えられるような取組を実施する。
- ・ いじめの早期発見のために、いじめられた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにする。
- ・ 児童に対する定期的なアンケートを実施する際に、必要に応じて、児童が「学校いじめ対策組織」の存在やその活動内容等について、具体的に把握・認識しているか否かを調査する。

3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

① 児童生徒による活動

いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるということを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等、いじめの防止に資する活動に取り組む。

② 「授業づくり」や「集団づくり」

児童生徒一人一人に、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」を行う。

③ いじめを抑止する行動

児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるよう努める。

④ 互いを認め合う人間関係づくり

集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

⑤ 教職員の指導の在り方

教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

① いじめの認知

- ・ いじめは大人の目が届かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりすることから、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめの可能性を疑い、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

② いじめの把握

- ・ 学校は定期的なアンケートや個人面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ アンケートや個人面談において、児童が、自ら SOS を発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって、かなりの勇気を要するものであることを理解する。
- ・ 児童の態度や表情から敏感にいじめを把握するとともに、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめを認知したときの対応
 - ・学校の教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合には、速やかに、「いじめ対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
 - ・いじめに係る情報を適切に記録する。
- ② いじめられた児童生徒といじめた児童生徒への対応
 - ・「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた児童生徒を徹底して守り通す。
 - ・いじめた児童に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ③ いじめの解消
 - ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消としない。いじめが「解消している」状態と判断する場合は、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - i) いじめに係る行為が相当の期間止んでいること
いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、鹿沼市教育委員会、又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた児童・いじめた児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合には、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
 - ii) いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童が、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで、いじめられた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめのいじめられた児童といじめた児童については、日常的に注意深く観察する。

- ・「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものについては、教育的な配慮やいじめられた児童の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

4 学校におけるいじめ防止等に関する取組

(1) 「学校いじめ防止プログラム」 **別紙**

〈取組の具体化〉

ア 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育及び体験活動の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・道徳教育においては、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにする。

ウ 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等、いじめの防止に資する活動に取り組む。

エ 人権教育の充実

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

オ 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得、地域や家庭に對して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・学校、家庭、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、ともに学ぶ機会を設定したりする。

(情報モラル教室や保護者懇談会等を活用し、その中でいじめ問題を盛り込みながら、身近なものとしてとらえられるよう配慮する。)

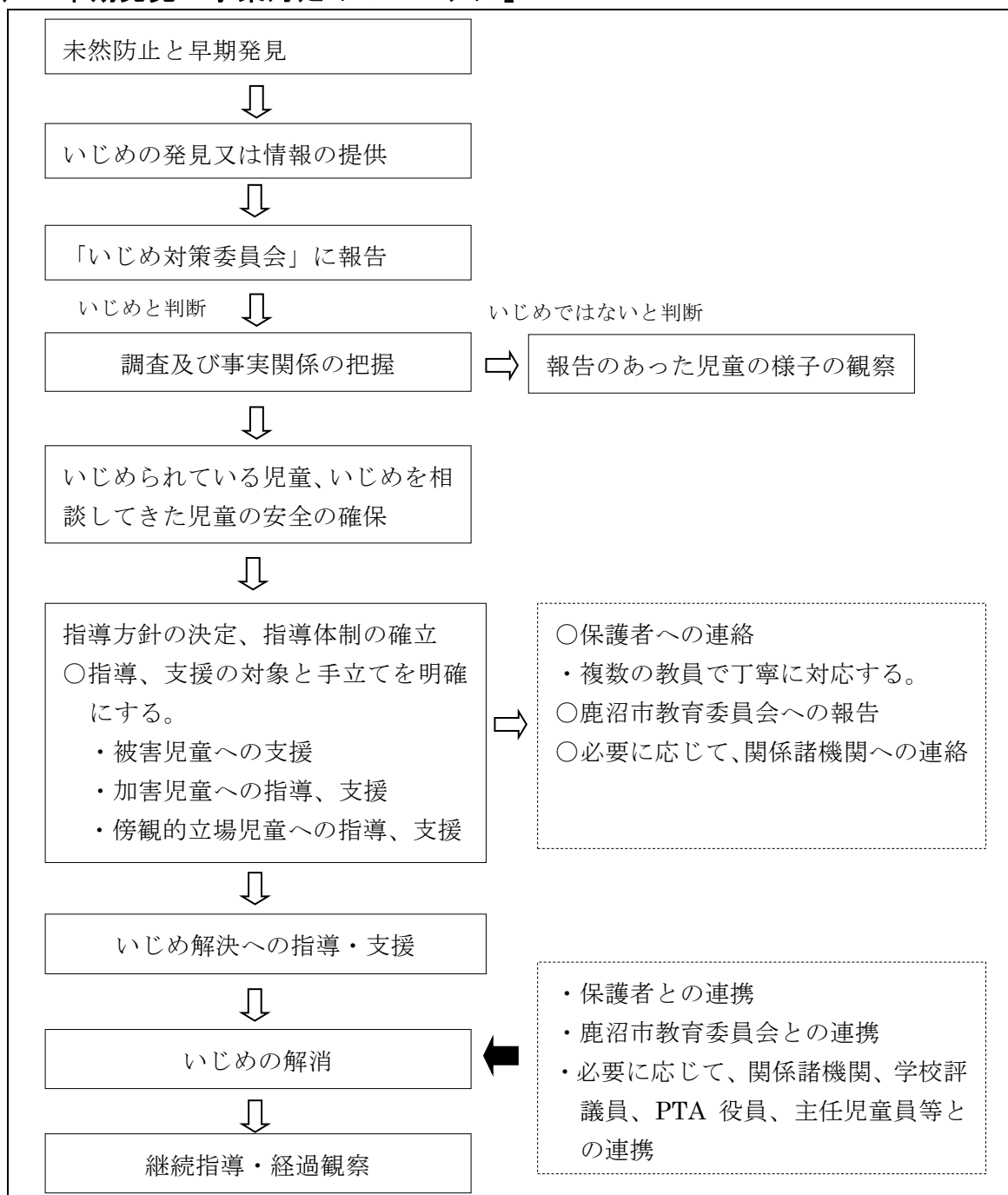
カ 情報モラル教育の実践

- ・道徳科の時間や特別活動、さらに各教科において情報モラル教育を実践する。その際、「情報モラル育成資料集」の活用を図る。
- ・児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - 掲示板やブログ等に、個人情報をもやみに掲載しない。
 - SNSなどインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしない。
 - 有害サイトにアクセスしない。
- ・家庭における情報機器の使用について、保護者に対して啓発する。

キ 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- ・いじめをはじめとする児童生徒指導上の問題に関する全教職員対象の校内研修を年複数回実施する。
- ・いじめに関するチェックリストを活用し、自己の取組や指導体制の改善を図る。(参考：いじめの理解と対応 P48～53「いじめの点検票」)

(2) 「早期発見・事案対処のマニュアル」



※いじめ対策委員会においていじめと判断した事例については、鹿沼市教育委員会に報告する。

※下記の状況が発生した場合には、鹿沼市教育委員会や関係諸機関と緊密に連携しながら対応を進める。

- ・本人、もしくは保護者が納得せず、児童・保護者同士の関係が悪化する恐れがあるもの
- ・重大事態に発展する恐れがあるもの
- ・外部機関が介入したもの

〈対応の具体化〉

ア 児童の見守り・信頼関係の構築

- ・児童の些細な変化に気づく。
- ・児童との信頼関係の構築に努め、相談しやすい関係づくりに努める。
- ・休み時間等、授業以外の時間における対話を重視する。

イ 情報交換による共有

- ・毎週 1 回「学年会」において児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

ウ アンケートの実施

- ・児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの状況を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施することにより、早期発見に役立てていく。

エ 教育相談の充実

- ・教育相談週間を学期に一度設定する。
- ・児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ・学校における教育相談について、保護者の理解を図るとともに、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。

オ 家庭との連携

- ・児童に些細なことでも変化があった場合には、学校と家庭で連携して速やかに対応できるよう家庭に呼びかける。
- ・学級だよりや家庭への連絡等、日頃より家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。

カ 学校いじめ対策組織による調査

- ・学校いじめ対策組織が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市および県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

キ 保護者への報告

- ・いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

ク いじめられている児童及び保護者への支援

- ・当該児童を徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ・いじめが解消したと判断した場合でも、日常的に注意深く観察する。

ケ いじめた児童への指導及び保護者への助言

- ・当該児童の人格の成長を旨として、毅然とした態度で指導する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、保護者と協力して指導する。

コ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめをはやし立てる行為はそれを助長するものであり、いじめと同様の行為であることを指導する。
- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

サ ネットいじめへの対応

- ・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

シ 警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

5 重大事態への対応

〈重大事態とは〉

- 一．いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
- 二．いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（いじめ対策推進法第28条第1項）

- (1) 重大事態が発生した場合、鹿沼市教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、鹿沼市教育委員会と連携し、弁護士や精神科医等の外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の学校いじめ対策組織が中心となり、学校組織をあげて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、鹿沼市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- (4) いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) 学校いじめ対策組織を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

《参考資料》

- ・いじめの防止等のための基本的な方針【改定版】 (H29.3.16 文部科学省)
- ・いじめの防止等のための基本的な方針の改定について【主な改定事項】 (H29.3.16 文部科学省)
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (H29.3.16 文部科学省)
- ・栃木県いじめ防止基本方針【改定版】 (H29.12 学校教育課児童生徒指導推進室)
- ・「栃木県いじめ防止基本方針」の改定について (H29.12 学校教育課児童生徒指導推進室)
- ・「いじめ」の理解と対応（改訂版） (H24.12 栃木県教育委員会)
- ・生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定 Q&A (H25.12 国立教育政策研究所)
- ・情報モラル育成資料集 (H23.2 栃木県教育委員会)